第14次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置づけ等〉

◇策定の根拠：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第４条及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」

◇位置づけ：鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために、都道府県知事が策定するもので、法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の生息状況等の調査等に関する事項を定める。

◇計画の期間：令和９年度～令和13年度

〈現状と課題〉

◇特定の鳥獣の生息数増加と生息域拡大に伴う**人的被害・農林水産業被害の抑制に向けた管理**の取組が必要【継続】

（生息数が減少している鳥獣の保護に向けた取組は継続）

◇ツキノワグマ等の**危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止対策**が必要【新規】

◇**人材の育成・配置を中・長期的視点から計画的に進める必要【新規】**

〈目標〉

自然再興（ネイチャーポジティブ）の推進による、「人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全」

〈計画の概要〉

◇鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1　鳥獣保護区の指定
2　鳥獣保護区特別保護地区の指定

◇鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

◇鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
2　捕獲許可基準の設定
3　目的別の捕獲許可の基準

◇特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項

1　特定猟具使用禁止区域
2　指定猟法禁止区域

◇特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画

◇危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項【新規】

◇鳥獣の生息状況の調査に関する事項

◇鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項【拡充】

1　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材（追加）
2　担い手育成及び確保（中長期視点での人材育成）
3　鳥獣保護センターの運営

◇その他

1　狩猟の適正化
2　傷病鳥獣救護
3　油等による水鳥の汚染対策
4　感染症への対応
5　普及啓発
6　野生鳥獣肉における放射性物質への対応
7　捕獲した鳥獣の個体処理への対応【新規】

【今回追加等する主な項目】

1　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項
2　捕獲、生息環境管理・被害防除対策、関係機関との調整を担う人材の配置
3　中・長期的視点に立った人材育成・配置
4　クマ、イノシシ等の獣種に応じた専門的な技術の習得機会の確保
5　錯誤捕獲※された外来鳥獣等の対応方針
（※シカやイノシシを捕獲するためのわなに、意図しない鳥獣がかかること）
6　野生獣肉活用の推奨、個体処理に関し、市町村等の意見を踏まえ、処理の在り方を検討

〈第二種特定鳥獣管理計画〉

人とのあつれきが深刻化している鳥獣の生息数及び生息域を適正な水準にすることが目的。計画の期間は令和９年度～令和13年度。

1　ツキノワグマ
→地域個体群の適正な管理と人身被害及び農林業被害の抑制

2　ニホンジカ
→地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減

3　イノシシ
→生息域拡大の抑制及び農作物被害の抑制

4　カモシカ
→地域個体群の維持及び農林業被害の低減

5　ニホンザル【新規】
→地域個体群の適正な管理と農林業被害の抑制